

慶弔規程

(目的)

第1条 本規程は組合員及び賛助会員（＝会友）並びに事務局職員の慶弔に関して、組合としてその意を表するために贈呈する金銭等の金額の基準を定めることを目的とする。

(祝金)

第2条 次の祝事があった場合は、祝金を給付する。

- | | |
|------------------------------------|-----|
| (1) 国家褒章、叙勲の場合 | 5万円 |
| (2) 知事または大臣より業界への功労に対して表彰を受けた場合 | 3万円 |
| (3) 都県・市区町村条例等による表彰等を受けた場合 | 1万円 |
| (4) 全日本シール印刷協同組合連合会「組合功労者顕彰」を受けた場合 | 1万円 |

(弔慰金・見舞金の種類)

第3条 弔慰金、災害見舞金の2種とする。

(弔慰金)

第4条 弔慰金は、次の各項に該当する時に給付する。

- ① 組合員(代表者＝組合に届け出のある者＝名簿掲載者)が死亡した場合は、弔慰金3万円と生花1基。ただし、組合加入後1年未満のものについては弔慰金1万円のみとする。
なお、同一組合員(代表者)が経営する2つ以上の事業所がそれぞれ組合に加入している場合の弔慰金は重複して給付しない。
- ② 組合員(同上)の配偶者が死亡した場合は、生花1基を手配する。
- ③ 正副理事長経験者が①に該当しない場合は、弔慰金3万円と生花1基とする。
- ④ 理事・監事経験者には生花1基を贈る。ただし①及び③に該当する場合は重複して給付しない。
- ⑤ 職員が死亡した場合、弔慰金1万円を給付する。

(災害見舞金)

第5条 組合員の事業所または住居が不慮の災害により被害を受けた場合は、次の見舞金を給付する。

- | | |
|-------------------|-----|
| (1) 全部に被害のあったとき | 5万円 |
| (2) 相当程度に災害があったとき | 3万円 |

2 災害見舞金の給付については、災害の状況により（地震、その他広範囲に及ぶ災害）別途協議の上、適宜に運用するものとする。

(その他)

第6条 賛助会員＝会友（事業主に限る）に対する弔慰は、一律、生花のみとする。災害見舞金は別途協議する。

第7条 協賛会会員企業の場合は、事業主(経営者)死亡の時に限り、生花1基とし、その他の場合は協議の上、決定する。

第8条 その他特に必要と認める場合又はこの基準により難しい場合においては、理事長がその都度定めるものとする。

第9条 組合員・会友及び協賛会における弔意・災害見舞いに関する通達は、原則として組合員・会友・協賛会及び報道関係に行うものとする。

第10条 本規程に基づき金品を受領した者は、その返礼は行わないものとする。

第11条 本規程の改定等は、理事会において諮り決定する。

平成28年7月6日改正